

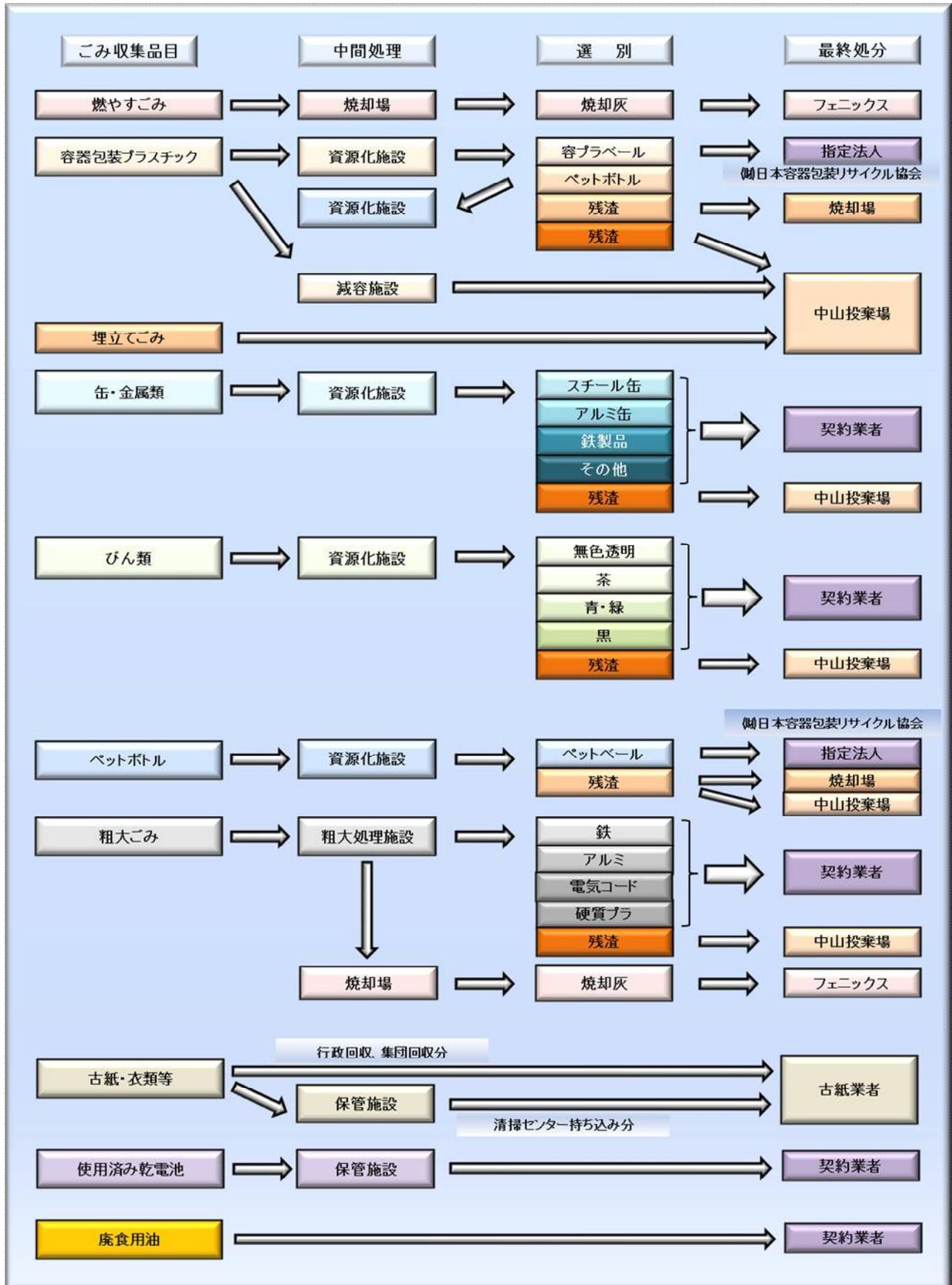
資料編

1. 彦根市のごみ等処理関連施策の経過

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
昭和 52 年 6 月 (1977 年)	ごみ焼却施設竣工 (機械化バッチ燃焼式焼却炉、90t/日[30t/日×3 基]、塩 化水素除去装置および電気集塵機による排ガス処理)	
昭和 54 年 9 月 (1979 年)	粗大ごみ処理施設竣工 (50t/日)	
昭和 59 年 8 月 (1984 年)	使用済乾電池分別収集開始	
昭和 61 年 10 月 (1986 年)	燃やせるごみの指定紙袋制度導入 生ごみ処理容器購入補助開始 (1/2 補助)	
昭和 62 年 1 月 (1987 年)	ごみ集積所設置補助開始(1 箇所最高 30,000 円)	
昭和 63 年 3 月 (1988 年) 4 月	プラスチックごみ減容処理施設竣工 (7.5t/日) 缶・金属類、びん類の分別収集開始 —この段階で 7 種分別収集が確立—	
平成元年 4 月 (1989 年)	簡易焼却炉購入補助開始	
平成 2 年 4 月 (1990 年) 12 月	古紙、古布再資源化奨励制度実施 牛乳パック回収運動の支援 びん選別施設設置(8t/日)	平成 3 年 4 月 資源の有効な利用の促 進に関する法律施行
平成 4 年 10 月 (1992 年)	焼却灰の大阪湾広域臨海環境センターへ搬入開始 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例制定	11 月 環境基本法施行
平成 6 年 3 月 (1994 年)	第 1 期審議会答申(ごみ処理基本方針)	
平成 7 年 3 月 (1995 年)	彦根市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	12 月 容器包装リサイクル法 施行
平成 8 年 5 月 (1996 年)	第 1 期彦根市分別収集計画策定(容器包装リサイクル法)	
平成 9 年 9 月 (1997 年)	缶選別圧縮装置導入 (4.9t/日)	
平成 10 年 8 月 (1998 年) 9 月	彦根・犬上広域廃棄物投棄場(日夏投棄場)埋立終了 彦根・犬上広域廃棄物投棄場(中山投棄場)供用開始 ペットボトル回収機モデル設置(2 基)	6 月 特定家庭用機器再商品 化法施行

平成 11 年 1 月 (1999 年) 2 月 3 月 5 月 11 月	簡易焼却炉購入に対する補助金制度廃止 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 彦根市環境基本条例制定 ペットボトル回収機 5 基増設 第 2 期彦根市分別収集計画策定 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	7 月 ダイオキシン類対策特 別措置法施行
平成 12 年 1 月 (2000 年) 3 月 4 月	ダイオキシン類環境調査実施 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 ペットボトル拠点回収開始 —この段階で 8 種分別収集が確立—	6 月 循環型社会形成推進 基本法施行 6 月 食品循環資源の再生 利用等の促進に關す る法律施行
平成 13 年 3 月 (2001 年) 4 月 7 月	彦根市環境基本計画および地域行動計画策定 ごみ焼却施設排ガス高度処理施設改良工事完成 粗大ごみ戸別収集開始 ペットボトル圧縮梱包施設設置	4 月 家電リサイクル法全面 施行 5 月 廃棄物減量等基本方 針
平成 14 年 1 月 (2002 年) 5 月 10 月	粗大ごみ 2 次選別設備(アルミ選別等)増設 第 3 期彦根市分別収集計画策定 半透明プラスチック製指定袋導入(可燃・プラ・その他)	7 月 使用済自動車の再資 源化等に関する法律 施行
平成 15 年 10 月 (2003 年)	容器包装プラスチック再資源化開始	
平成 17 年 5 月 (2005 年)	第 4 期彦根市分別収集計画策定	
平成 18 年 3 月 (2006 年)	彦根市環境基本計画および地域行動計画改定	
平成 19 年 6 月 (2007 年) 7 月 10 月	第 5 期彦根市分別収集計画策定 第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 廃食用油拠点回収開始	
平成 20 年 7 月 (2008 年)	第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会最終答申	
平成 21 年 4 月 (2009 年) 4 月 10 月	ごみ等の名称変更(汚れたプラスチック製容器包装を燃やす ごみへ区分変更) —この段階で、現在の 10 種分別が確立— 古紙・衣類等行政回収開始)	
平成 22 年 6 月 (2010 年) 6 月	第 6 期彦根市分別収集計画策定 清掃センター施設内ごみ等搬入ルートの変更	

2. ごみ処理の流れ



3. ごみ種別排出量の推移

単位:トン

年度 項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
燃やすごみ	32,561	32,711	32,397	32,804	33,781	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	
容器包装プラスチック	2,573	2,632	2,672	2,747	2,766	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	
埋立てごみ	2,514	2,665	2,767	3,257	2,652	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	
缶・金属類	686	495	441	427	401	318	306	314	305	283	
びん類	1,329	1,224	1,178	1,174	1,059	987	988	960	945	957	
粗大ごみ	1,902	1,757	1,593	1,503	1,420	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	
ペットボトル	86	145	217	231	217	234	238	254	281	324	
乾電池	24	29	27	24	23	28	27	27	26	27	
古紙・衣類	0	0	0	0	0	0	142	377	590	607	
廃食用油	0	0	0	0	0	2	7	20	25	26	
集団回収	段ボール	348	382	361	400	453	520	534	575	569	563
	新聞	1,244	1,349	1,402	1,774	1,817	1,928	1,892	1,667	1,676	1,522
	雑誌	732	750	689	765	751	812	853	961	946	919
	繊維類	4	7	6	10	16	31	30	32	34	38
	紙パック 金属類	0	0	0	0	0	19	8	9	11	9
	小計	2,328	2,488	2,458	2,949	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
合計	44,003	44,146	43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	

4. 1人1日あたりのごみ等排出量の推移

単位:トン

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	108,928	109,175	109,688	109,779	110,860	111,310	111,710	111,751	111,799	112,400
ごみ排出量 (t)	41,675	41,658	41,292	42,167	42,319	41,672	40,663	39,402	39,314	41,486
集団回収量 (t)	2,328	2,488	2,458	2,949	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
総排出量(t)	44,003	44,146	43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537
1人1日 あたり (g)	1,106.8	1,107.9	1,092.7	1,126.0	1,120.9	1,107.2	1,078.6	1,045.5	1,042.7	1085.6

5. 家庭系・事業系別ごみ等排出量の推移

単位:トン

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
家庭系	燃やすごみ	19,139	18,409	18,502	18,997	19,626	19,268	19,080	19,630	19,661	20,465
	資源(缶・びん・ペットボ トル・乾電池 古紙・衣 類・廃食用油)	1,780	1,664	1,650	1,652	1,504	1,371	1,512	1,787	2,007	2,050
	その他の種類	3,852	3,826	3,909	4,020	4,157	4,105	4,764	3,937	3,809	3,788
	集団回収	2,328	2,488	2,458	2,949	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
	家庭系小計	27,099	26,387	26,519	27,618	28,324	28,054	28,673	28,598	28,712	29,354
	比率(%)	61.6%	59.8%	60.6%	61.2%	62.4%	62.4%	65.2%	67.1%	67.5%	65.9%
事業系	燃やすごみ	13,422	14,302	13,895	13,807	14,155	14,147	13,478	12,487	12,247	12,829
	資源(缶・びん・ペットボ トル・乾電池 古紙・廃 食用油)	345	229	213	204	196	198	196	165	165	174
	その他の種類	3,137	3,228	3,123	3,487	2,681	2,583	1,633	1,396	1,425	2,180
	事業系小計	16,904	17,759	17,231	17,498	17,032	16,928	15,307	14,048	13,837	15,183
	比率(%)	38.4%	40.2%	39.4%	38.8%	37.6%	37.6%	34.8%	32.9%	32.5%	34.1%
合計		44,003	44,146	43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537

6. 1人1日あたりの各市町排出量(集団回収含む)

H21 年度

自治体	合計	家庭系ごみ	事業系ごみ	家庭系割合	事業系割合
	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(%)	(%)
大津市	977	690	287	70.61	29.39
彦根市	1,046	701	344	67.02	32.89
長浜市	859	663	196	77.14	22.86
近江八幡市	973	775	198	79.65	20.35
草津市	1,020	687	333	67.32	32.68
守山市	992	745	247	75.10	24.90
栗東市	963	705	258	73.22	26.78
甲賀市	865	574	291	66.32	33.68
野洲市	836	688	148	82.32	17.68
湖南市	757	498	260	65.71	34.29
高島市	991	799	192	80.66	19.34
東近江市	798	671	128	84.01	15.99
米原市	717	591	126	82.48	17.52
日野町	783	650	133	83.00	17.00
竜王町	716	562	154	78.51	21.49
愛荘町	640	563	77	87.99	12.01
豊郷町	711	652	59	91.69	8.31
甲良町	753	705	47	93.70	6.30
多賀町	700	657	43	93.88	6.12

7. 資源化量および資源化率の推移

単位:トン

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
清掃センター	缶・金属類	613	456	434	390	368	317	289	307	260	270
	びん類	1,150	1,162	1,043	1,002	1,017	987	974	899	906	903
	ペットボトル	83	141	211	220	215	226	235	250	279	250
	容器包装プラスチック	0	664	1,344	1,347	1,347	1,268	850	818	930	941
	粗大金属類	465	479	448	406	410	375	400	327	242	237
	乾電池	24	29	27	24	23	28	27	27	26	27
	古紙・衣類	0	0	0	0	0	0	142	377	590	607
	廃食用油	0	0	0	0	0	2	7	20	25	26
	硬質プラスチック	0	0	0	0	0	0	12	21	16	9
	小計	2,335	2,931	3,507	3,389	3,380	3,203	2,936	3,055	3,274	3,270
集団回収	段ボール	348	382	361	400	453	520	534	575	569	563
	新聞	1,244	1,349	1,402	1,774	1,817	1,928	1,892	1,667	1,676	1,522
	雑誌	732	750	689	765	751	812	853	961	946	919
	繊維類	4	7	6	10	16	31	30	32	34	38
	紙パック	0	0	0	0	0	19	8	9	10	9
	小計	2,328	2,488	2,458	2,949	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
資源化量合計	4,663	5,419	5,965	6,338	6,417	6,513	6,253	6,299	6,509	6,321	
ごみ等総量	44,003	44,146	43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	
資源化率(%)	10.60%	12.28%	13.63%	14.05%	14.10%	14.48%	14.22%	14.77%	15.30%	14.19%	

8. 燃やすごみ組成割合の推移

試料採取	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
組成 (%)	紙・布類	68.6	63.2	67.1	61.1	63.9	59.8	62.7	54.0	56.2	49.8	
	木・竹・わら類	6.6	13.6	7.5	8.9	4.7	10.0	9.2	5.4	7.7	20.9	
	厨芥類	2.7	8.8	7.9	10.1	16.0	9.1	10.4	12.1	9.4	9.6	
	ビニール類	12.4	8.2	11.0	10.1	8.3	13.1	14.9	22.5	21.2	14.5	
	不燃物類	1.1	1.1	1.9	2.4	3.2	4.3	0.6	3.6	1.6	1.9	
	その他	5.8	5.1	4.5	7.5	3.9	3.7	2.2	2.4	3.9	3.4	
見掛比重(kg/m ³)		170	207	180	185	212	188	155	147	132	145	
3成分 (%)	水分	31.5	43.5	45.2	45.8	47.8	53.7	42.6	44.3	41.8	47.2	
	灰分	9.9	6.9	7.3	6.3	5.1	4.9	5.2	5.9	5.8	6.2	
	可燃分	58.6	49.7	47.5	47.9	47.1	41.5	52.3	49.8	52.4	46.6	
低位発熱量	実測	(KJ/kg)	9,640	8,250	8,277	6,622	6,960	5,762	8,357	8,590	8,820	6,910
		(KCAL/kg)	2,300	1,968	1,978	1,582	1,666	1,380	1,995	2,050	2,107	1,647
	計算	(KJ/kg)	10,200	8,272	7,813	7,855	7,673	6,458	8,783	8,275	8,550	7,590
		(KCAL/kg)	2,450	1,975	1,867	1,878	1,833	1,543	2,097	1,977	2,042	1,813

※燃やすごみの組成調査は、排出実態を把握することで、主に最適な燃焼(カロリー)管理のために実施されるものである。

※サンプルは、ピット内に排出された燃やすごみをクレーンで攪拌してから採取するが、サンプルの組成に偏りが生じている可能性はある。また、比重によって1回のサンプル重量にも違いがある。

※年 6 回、曜日が重ならないように実施されるが、表の数値が必ずしも年間を通した平均組成割合とは言えないため、年度比較するのは難しい。

9. 焼却灰の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
焼却量(a)	32,928	32,487	32,606	33,891	33,564	33,587	34,290	34,114	35,058
主灰①	4,553	4,547	4,501	4,777	4,790	4,798	3,760	3,281	3,267
飛灰							1,058	1,309	1,432
計(b)	4,553	4,547	4,501	4,777	4,790	4,798	4,818	4,590	4,699
灰化率(b/a)	13.8%	14.0%	13.8%	14.1%	14.3%	14.3%	14.1%	13.5%	13.4%
主灰比 (①/b)							78.0%	71.5%	69.5%
水分	不明	主灰: 35.4%	主灰: 28.7%	未測定	未測定	未測定	未測定	未測定	未測定
熱灼減量	不明	7.47	4.08	4.40	6.25	3.95	4.95	5.60	5.40
消石灰	不明	不明	不明	141	163	194	197	167	176
活性炭	—	—	—	13	28	29	29	29	31
キレート	—	—	—	20	32	33	34	32	24

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
焼却量(a)	35,750	34,802	35,091	34,864	34,916	35,675	焼却量、灰については、年間発生量 t/y 水分、熱灼減量については年間平均値 % 消石灰等薬品使用料については、年間使用量 t/y キレート H15.8 月末まで:アッシュナイト(栗田工業(株)) H15.9 月~H18.8 月末:NEWエポルバ 800A(ミヨシ油脂(株)) H18.9 月~現在:ハイジオン-VG(日本曹達(株)) ※キレート(ハイジオン-VG) 注入率:原灰に対して2%以上
主灰①	3,438	3,801	3,530	3,233	3,402	3,719	
飛灰	1,491	1,280	1,291	1,416	1,332	1,219	
計(b)	4,929	5,081	4,821	4,649	4,734	4,938	
灰化率(b/a)	13.8%	14.6%	13.7%	13.3%	13.6%	13.8%	
主灰比 (①/b)	69.8%	74.8%	73.2%	69.5%	71.9%	75.3%	
水分	未測定	未測定	未測定	未測定	未測定	未測定	主灰:37% 飛灰:19%
熱灼減量	7.70	8.75	8.45	7.05	8.55	4.45	
消石灰	183	176	160	141	127	145	
活性炭	33	32	23	18	18	19	
キレート	22	21	19	20	25	28	

10. 家庭系ごみの収集体制

①燃やすごみ

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市がごみ袋の企画を定め、事業者が製造、自由販売 ・ごみ処理手数料を袋価格に上乗せしない単純指定袋制
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別、資源化の促進(分別意識の向上) ・集積所的美観の向上、事業系ごみの混入防止、収集作業の安全性確保
袋の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみの専用袋は3種類、大きさは「特大30ℓ／10枚単位、110円」、「大22ℓ／10枚単位、100円」「小12ℓ／10枚単位、80円」の3種類、色は半透明

②容器包装プラスチック

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法に基づくペットボトル以外の「プラスチック製容器包装」の分別収集・資源化
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・プラスチックごみの排出機会の確保
袋の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック専用袋は2種類、大きさは「大40ℓ／10枚単位、80円」、「小22ℓ／10枚単位、60円」の2種類、色は半透明

③埋立てごみ

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月陶器類・その他ごみから名称変更、その他の意味が各品目以外のものと受け止められた要因を排除
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせないもの、資源になり難い複数の材質でできた製品などを処分
袋の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立てごみ専用袋の大きさは「22ℓ／10枚単位、80円の1種類のみ、色は透明(刃物、ガラス等の危険物も含まれるため、視認できるように)」

※専用袋の販売価格は、全て税別価格です。

④粗大ごみ

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申し込みにより、処理手数料を確認の上、ショッピングセンターなどで粗大ごみ処理券を購入し、対象ごみに貼り付けて排出
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識改革と負担の公平性の確保 ・製品の長期使用やリサイクルショップの活用などによる発生抑制・再使用の促進
料金	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電は家庭用45ℓまでのビニール袋に入れて400円(専用袋なし) ・1点、最大長が50cm未満 … 400円 50cm～1m未満 … 600円 1m～1.5未満 … 900円 1.5m～2m未満 … 1,200円 2m以上 … 1,500円 <p>※直接搬入する場合は、重量100kgまでは免除、超える20kgごとに400円を加算</p>

⑤缶・金属類、びん類

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・缶類は、アルミと鉄に、金属類は、なべ、金属類に選別し資源として売却 ・びん類は、色別に選別し資源として売却
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・缶・金属類、びん類の排出機会の確保
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用袋はなく、集積所に専用資源コンテナを収集日に設置し排出 ・隔週品目別に排出

⑥ペットボトル

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法に基づく「ペットボトル」の分別収集・資源化
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・ペットボトルの排出機会の確保
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用袋はなく、キャップとラベルを外して専用集積所にて排出

⑦古紙・衣類等

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法に基づく「紙製容器包装」の分別収集・資源化
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・古紙・衣類等の排出機会の確保および燃やすごみに排出される古紙等の資源化促進
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙は品目ごとに束ねて、専用集積所にて排出 ・衣類は家庭用45ℓまでの透明ビニール袋に入れて排出

⑧廃食用油

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル燃料(バイオディーゼル燃料)を作り、ごみ収集車両などの燃料として再利用
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・廃食用油の排出機会の確保および燃やすごみに排出される廃食用油の資源化促進
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共施設等に設置している回収ボックスに、ペットボトルなどの容器に移して排出

⑨使用済乾電池

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み乾電池は、再利用できる資源を有効利用するため、資源化工場に引渡し
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目の拡大による資源化の促進 ・使用済乾電池の排出機会の確保
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立てごみと同じ収集日に家庭用の透明な小袋に入れて集積所に排出

11. ごみ処理手数料

種別	取扱区分	手数料		
ごみ	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	収集し、運搬し、および処分するとき	10 キログラムまでごとに 240 円	
		清掃センターへ搬入し処分するとき	20 キログラムまでごとに 260 円	
		中山投棄場へ搬入し処分するとき	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例(平成 12 年彦根犬上広域行政組合条例第 32 号)による。	
		清掃センター粗大ごみ処理場へ搬入し処分するとき(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。)	20 キログラムまでごとに 400 円	
	事業活動以外から生じた一般廃棄物	清掃センターへ搬入し処分するとき	41 キログラム以上で 20 キログラムまでごとに 180 円	
		中山投棄場へ搬入し処分するとき	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例による。	
		市長の指定する粗大ごみ処理場へ搬入させ処分するとき(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。)	101 キログラム以上で 20 キログラムまでごとに 400 円	
		清掃センター廃プラスチック処理装置へ搬入し処分するとき	21 キログラム以上で 20 キログラムまでごとに 560 円	
	事業活動以外から生じた粗大ごみ	粗大ごみを収集し、運搬し、および処分するとき(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。)	小物類を 45 リットル以下のビニール袋に収納した場合	1 袋につき 400 円
			一番長い一辺の長さが 0.5 メートル未満のもの	1 点につき 400 円
			一番長い一辺の長さが 0.5 メートル以上 1.0 メートル未満のもの	1 点につき 600 円
			一番長い一辺の長さが 1.0 メートル以上 1.5 メートル未満のもの	1 点につき 900 円
一番長い一辺の長さが 1.5 メートル以上 2.0 メートル未満のもの			1 点につき 1,200 円	
一番長い一辺の長さが 2.0 メートル以上のもの			1 点につき 1,500 円	
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器			収集および運搬するとき	洗濯機および衣類乾燥機
	テレビ	1 点につき 2,100 円		
	エアコン(屋外機を含む)	1 点につき 3,000 円		
	冷蔵庫および冷凍庫	1 点につき 3,400 円		

12. ごみ処理施設の概要

[ごみ焼却施設]

名 称		彦根市清掃センター ごみ焼却場
所在地		彦根市野瀬町279-1
竣 工		昭和52年3月 平成13年3月15日(DXN改良工事)
処理能力		90t/日(30t/8h×3炉)
主 な 設 備 概 要	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ・乾式有害ガス除去装置・活性炭噴霧装置
	給水設備	生活系:上水 プラント系:上水、井水
	排水処理設備	生活系:公共下水道処理 プラント系:場内循環使用
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰ピット方式・集じん灰薬剤処理

[粗大ごみ処理施設]

名 称		彦根市清掃センター 粗大ごみ処理場
所在地		彦根市野瀬町279-1
竣 工		昭和54年9月
処理能力		50t/5h
破碎選別		・破碎 圧縮二次せん断 ・1次選別 磁選機による鉄分の回収 ・2次選別 アルミ選別機によるアルミ、鉄分の回収
フロン回収		フロン回収機による回収

[資源化施設]

名 称		彦根市清掃センター
所在地		彦根市野瀬町279-1
主な設備概要	缶選別圧縮装置	処理能力: スチール缶 4.3t/5h アルミ缶 0.6t/5h 処理方式: 磁選機(スチール缶)で選別後圧縮成型 アルミ選別機(アルミ缶)で選別後圧縮成型 竣工年月: 平成9年9月
	びん選別装置	処理方式: 人による色分け手選別 竣工年月: 平成2年12月
	ペットボトル圧縮梱包装置	処理能力: 1t/5h 処理方式: 圧縮梱包機 竣工年月: 平成13年7月
	容器包装プラスチック資源化施設(民設・民営施設)	処理能力: 4.9t/5h 処理方法: 2軸破袋機・手選別コンベア・圧縮梱包機 竣工年月: 平成15年9月

[最終処分場]

名 称		彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場
所在地		彦根市中山町381-1
埋立面積		26,000㎡
埋立容量		237,000㎡
埋立対象物		不燃ごみ
埋立構造		準好気性埋立
遮水構造		二重遮水シート+保護マット
遮水シート		高密度ポリエチレンシート(二重)
浸出水処理施設	処理能力	120㎡/日
	浸出水処理方法	接触ばっ気方式
	汚泥処理方法	前処理+カルシウム除去処理+生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+微量有害物除去処理+活性炭吸着処理+重金属除去処理+塩素滅菌処理 汚泥重力濃縮処理+遠心脱水処理
	竣 工	平成10年3月

13. ごみ処理経費

(平成23年度)

ごみ区分	経費 (千円)			ごみ等搬入量	1kg 単価(円/kg)		
	経費合計	収集経費	処理・処分	(t)	経費合計	収集経費	処理・処分
	A+B	A	B	C	(A+B)/C	A/C	B/C
燃やすごみ	618,362	210,577	407,785	33,294	18.6	6.3	12.2
容器包装プラスチック	150,116	63,727	86,388	1,577	95.2	40.4	54.8
埋立ごみ	90,778	16,009	74,769	2,318	39.2	6.9	32.3
粗大ごみ	132,389	10,467	121,922	2,073	63.9	5.0	58.8
缶・金属類	49,878	29,484	20,394	283	176.2	104.2	72.1
びん類	55,472	29,484	25,988	957	58.0	30.8	27.2
ペットボトル	51,693	29,484	22,210	324	159.5	91.0	68.5
使用済乾電池	3,108	3,108	0	27	115.1	115.1	0
古紙・衣類	5,541	5,541	0	607	9.1	9.1	0
廃食用油	0	0	0	26	0	0	0
その他の経費	22,383	13,303	9,081	0			
合計	1,179,720	411,184	768,536	41,486	28.4	9.9	18.5

14. 現有清掃センターの現状と課題

項目	現状	課題	改善策案
収集運搬			
資源抜き取り	缶、ビン、ペットボトル、古紙などは、自治会等と協議した場所に市から提供したカゴ等に集積している。	缶金属のうち特にアルミ缶や古紙を抜き取る業者(個人)がいる。	条例改正により抜取行為に罰則適用するか、市の所有権を明確にし、窃盗罪を適用する。
一般廃棄物収集運搬許可	事業系一般廃棄物(可燃、粗大)の収集運搬業の許可を32社に与えている。 家庭系の廃棄物に対しては、許可をしていない。	事業系一般廃棄物の収集運搬については、充足している。 病院や施設に行かれた人の家の整理や亡くなられた方の遺品整理など、多量の家庭ごみの収集運搬のニーズが、市民側も業者側にもある。	リサイクル目的以外の新規許可は認めないこととする。 多量の家庭ごみに対しても許可の範囲とすることとし、ただし処理料金は事業系を適用。
搬入・処理料金			
直接搬入 家庭系	・可燃 40kgを超えた、 20kg迄ごとに 180円 ・粗大 100kgを超えた、 20kgまでごとに 400円	特に粗大ごみは、家庭系100kgまで料金免除があるので、事業者が家庭系と称し、100kgまでで繰り返し搬入するケースが多い。布団やむしろは粗大の施設で破碎することなく直接焼却場に搬入しているが、粗大ごみの料金を適用している。また、剪定枝は、40kgを超え100kgまでの重量であると、粗大ごみとして搬入すると免除となり、手間をかけて細かくし可燃ごみで搬入すると料金が発生し不公平感が生じる。	家庭系の重量免除は、40kgに統一する。 布団等は、可燃の料金を適用し土日の粗大搬入可能日を4半期ごとに設定を検討。
事業系	・可燃 20kgまでごとに 260円 ・粗大 20kgまでごとに 400円		
粗大戸別収集	50cm未満 400円 50cm以上100cm未満 600円 100cm以上150cm未満 900円 150cm以上200cm未満 1200円 200cm以上 1500円	戸別収集における年間収集量は、50t程度と少ない。	持込でも料金が発生するケースが増加するため現行料金のままで申込件数の推移を確認。
越境対策	受付時に市外のごみは受けられない看板表示と搬入者に対して何処で発生したものか確認している。	聞き取りによる住所確認で、搬入を許可している。	免許証提示など、確認の強化が必要。

15. 目標設定の算出

目標A:ごみ等排出量を減らす

ごみ等排出量(集団回収量を含む) 37,000 t にする。

1人1日あたりの排出量が、900g/人・日を下回る数値にする。

平成20年7月に彦根市廃棄物減量等推進審議会から平成18年度(2006年度)を基準年とし、平成22年度(2010年度)を目標年度として「ごみ等排出量(集団回収量を除く)を3,8000t/年にする。また、1人1日あたり、900gを下回る数値にする。」目標数値が答申されました。しかし、目標年度における実績は、総量として1,314t、単位あたりでは63gも目標数値に届かないものであった。

平成22年度(2010年度)の滋賀県の1人1日あたりの平均値は896gであり、本市は県内で最下位の1,043gとなっている。このことから、平成22年度(2010年度)の県内平均に近付けるため、平成34年度(2022年度)の1人1日あたりの排出量目標数値を900gと設定する。

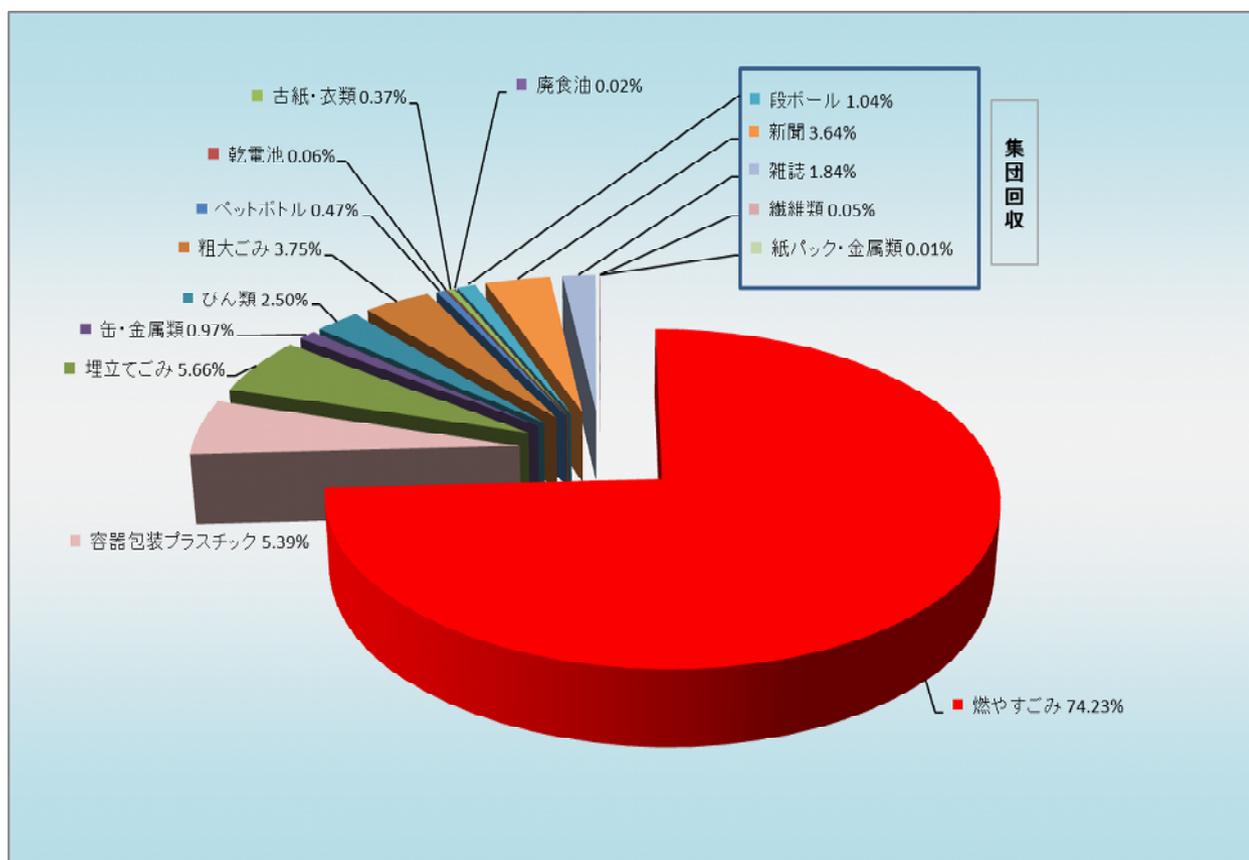
ごみ種別の削減内訳は、83ページをご覧ください。

1日あたりのごみ等排出量の目標数値を900g/人・日とすると年間のごみ等排出量は

$$900\text{g/人}\cdot\text{日} \times 112,792\text{人} \times 365\text{日} = 37,052\text{t}$$

$$\approx 37,000\text{t}$$

※ 平成34年度の112,792人は、平成23年度人口から推移算出した(コホート要因法による)外国人を含む数字となっている。



目標B:再生利用率を上げる

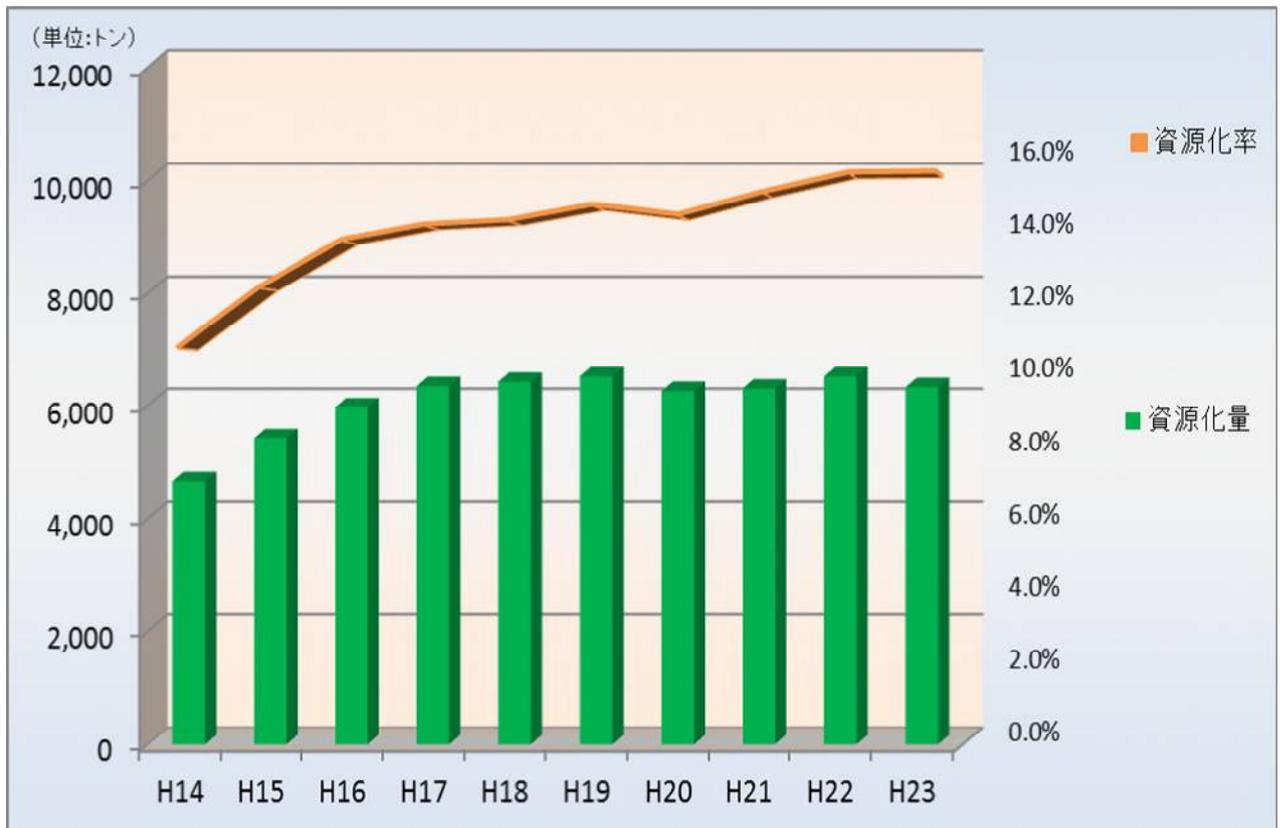
再生利用率(集団回収量を含めたりサイクル率)を20%にする。

平成20年7月の審議会答申では、「再生利用率(集団回収量を含めたりサイクル率)を28%にする。」という目標を設定したが、目標年度における実績は15.3%と大きく下回っている。同年度の滋賀県平均においては19%となっており、28%という目標数値はかなり厳しいものであると考える。

本計画においては、古紙の資源化を促進するためにスーパー等の事業者が独自に店頭等で古紙回収を実施することを推進していくものとしており、これまで地域で集団回収や行政回収されていた一部がそちらへ移行されると予想されることから、これまでの集団回収や行政回収の水準を維持するよう啓発等の取り組みを実施するとともに、小型家電等の新たな分別区分による資源化率の向上を図ることとし、平成22年度(2010年度)県平均の19%を上回る20%に目標設定する。

※環境省が実施する一般廃棄物処理事業実態調査では、「集団回収とは、市民団体等による収集において、市区町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。」としている。よって、事業者が独自で回収する資源化物は、集団回収に含まない。

資源化量・資源化率推移



目標C:最終処分量を減らす

最終処分量を5, 200tにする。

平成20年7月の審議会答申では、「最終処分量を17.66t/日にする。」という目標設定をいただきましたが、目標年度における実績は、19.97t/日と目標数値に届いていない。

最終処分量は、不燃物や焼却残渣など中山投棄場で処分したものと、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で処分される焼却灰等の総量となることから、目標設定では、79ページに示している目標Aを達成するために算出した「ごみ等排出量の内訳」における平成34年度(2022年度)の埋立てごみ量と燃やすごみ量から下記により算出した数値を目標数値とした。

平成17年度(2005年度)から平成23年度(2011年度)までの灰化率平均が、燃やすごみの13.8%であることから、目標Aで設定した燃やすごみ量 26,802tの13.8%が焼却灰等として最終処分量されるものとする、

(埋立てごみ量)

1, 520t

(燃やすごみ量)

(焼却灰等量)

26, 800t × 13. 8% = 3, 698. 4t

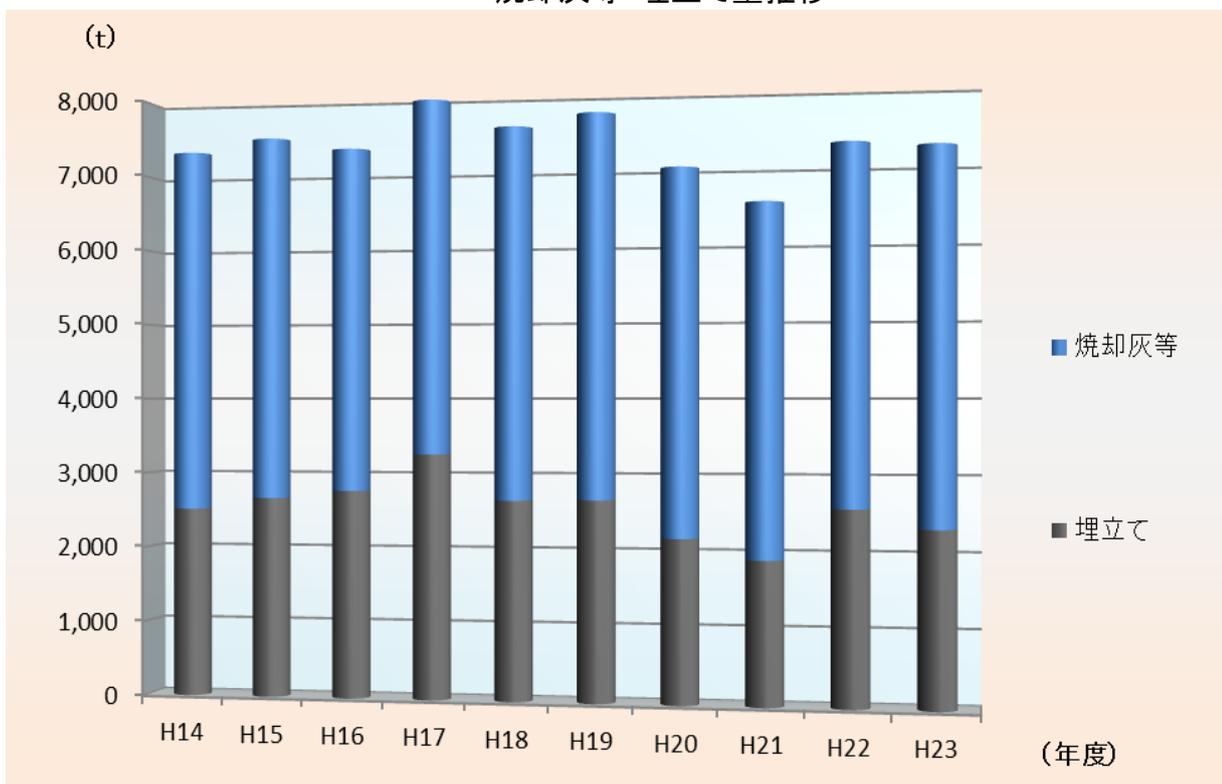
(埋立てごみ量)

(焼却灰等量)

1, 520t + 3, 698. 4t = 5, 218. 4t

≒ 5, 200t

焼却灰等・埋立て量推移



目標D: 焼却量を減らす

焼却量を28,100tにする。

平成20年7月の審議会答申では、「焼却量を71.8t/日にする。」という目標設定をいただきましたが、目標年度における実績は、90.8t/日と4.4%の削減であった。

焼却量は、燃やすごみと粗大ごみのうち焼却処分された量の総量となることから、79ページに示している目標Aを達成するために算出した「ごみ等排出量の内訳」における平成34年度(2022年度)の燃やすごみ量と粗大ごみ量から下記により算出した数値を目標数値とした。

平成17年度(2005年度)から平成23年度(2011年度)までの粗大ごみから焼却処分された平均割合が74.4%であることから、粗大ごみ量の75%が焼却されるものとする、平成34年度

(燃やすごみ量)

26,800t

(粗大ごみ量)

1,750t

× 75%

(焼却量)

= 1,312.5 t

(燃やすごみ量)

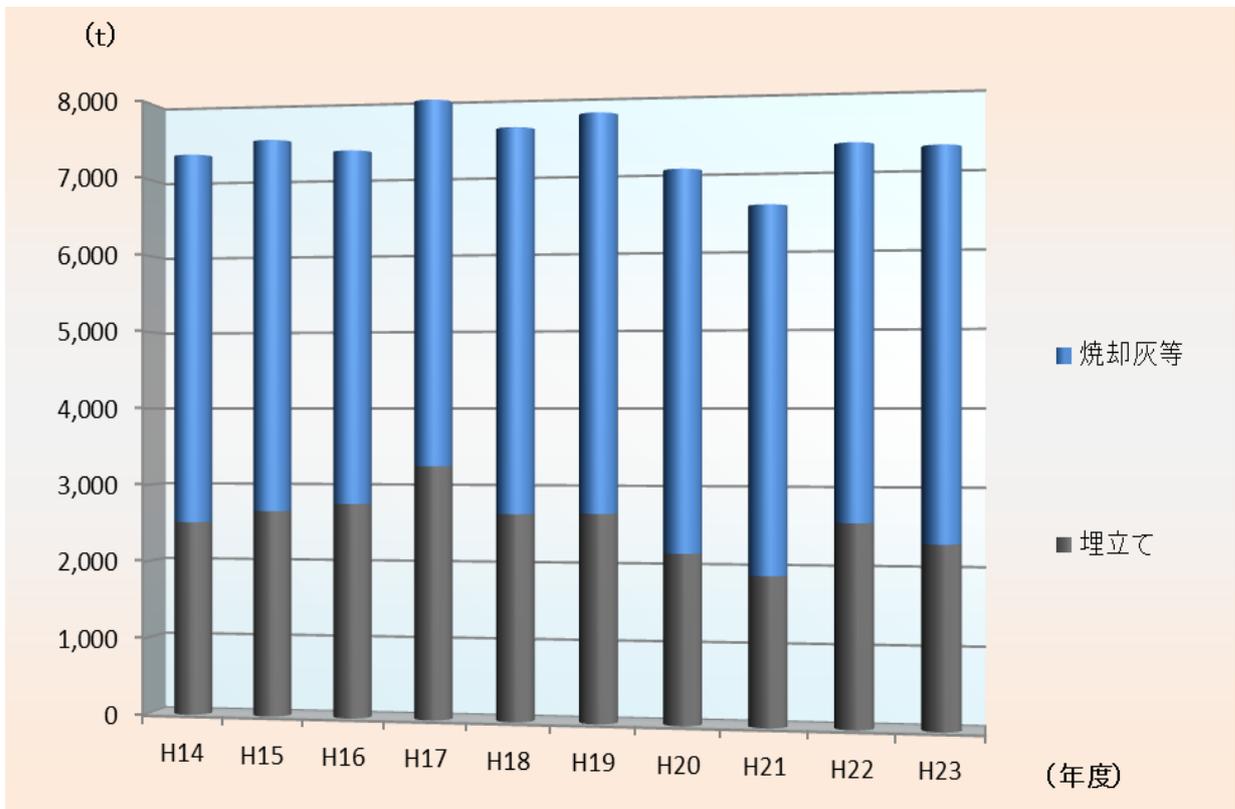
26,800t

(焼却量)

+ 1,312.5t = 28,112.5t

≒ 28,100t

粗大ごみからの焼却分・燃やすごみ推移



【目標Aの達成に向けた中間および最終年度におけるごみ等排出量の内訳】

区 分	平成 23 年度		平成 29 年度		平成 34 年度
燃やすごみ	33,294t	⇒	29,752t	⇒	26,800t
紙・衣類	10,176t	⇒	9,092t	⇒	8,189t
紙 : 家庭系	3,147t	⇒	2,575t	⇒	2,000t
紙 : 事業系	2,098t	⇒	1,780t	⇒	1,500t
衣類	4,931t	⇒	4,737t	⇒	4,689t
木・竹・わら類	1,916t	⇒	1,916t	⇒	1,916t
内資源化	18t	⇒	200t	⇒	400t
厨芥類	17,107t	⇒	15,045t	⇒	13,328t
ビニール類	3,103t	⇒	3,008t	⇒	2,929t
不燃物類	430t	⇒	299t	⇒	191t
その他	564t	⇒	398t	⇒	261t
容器包装プラ	1,577t	⇒	1,644t	⇒	1,700t
埋立てごみ	2,318t	⇒	1,883t	⇒	1,520t
小型家電	0t	⇒	35t	⇒	160t
内資源化	0t	⇒	27t	⇒	50t
缶・金属類	283t	⇒	238t	⇒	200t
ビン類	957t	⇒	751t	⇒	580t
粗大ごみ	2,073t	⇒	1,897t	⇒	1,750t
内粗大金属	237t	⇒	206t	⇒	180t
ペットボトル	324t	⇒	393t	⇒	450t
使用済乾電池	27t	⇒	34t	⇒	40t
古紙・衣類	607t	⇒	712t	⇒	800t
古紙(RPF用)	0t	⇒	89t	⇒	200t
廃食油	26t	⇒	39t	⇒	50t
集団回収	3,051t	⇒	2,887t	⇒	2,750t
総排出量	44,537t	⇒	40,354t	⇒	37,000t

※70ページの「燃やすごみ組成割合の推移」表から平成23年度を含む過去5年の平均組成割合を使い算出している。

※燃やすごみの水分の平均割合が45.9%であることから、平成23年度の燃やすごみ総量(33,294t)のうち15,298tが水分となる。よって、乾燥重量(水分を除いた重量)は、18,005tとなる。乾燥重量のうち、厨芥類の平均組成割合は、10.1%であることから1,818tとなるが、燃やすごみのうち水分を含むごみとして大半が厨芥類であることから、水分を加えた生ごみ量は17,107tとなる。

※木・竹・わら類にも水分は含まれるが無視することとする。

※10年間の組成割合の平均値を使用していることから、全体が100%とならないため不燃物で調整している。

16. 一般廃棄物総排出量実績および将来予測

一般廃棄物総排出量実績

施策を講じない場合							
分別区分 \ 年度	単位	実績					
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口	人	110,860	111,310	111,710	111,751	111,799	112,400
燃やすごみ	t/年	33,781	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294
紙・衣類	t/年	10,324	10,213	9,951	9,816	9,752	10,176
木・竹・わら類	t/年	1,944	1,923	1,873	1,848	1,836	1,916
内資源化	t/年	0	0	0	0	0	18
厨芥類	t/年	17,357	17,169	16,729	16,502	16,395	17,107
ビニール類	t/年	3,148	3,114	3,034	2,993	2,974	3,103
不燃物類	t/年	436	431	420	414	412	430
その他	t/年	572	565	551	543	540	564
容器包装プラスチック	t/年	2,766	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577
埋立てごみ	t/年	2,652	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318
小型家電	t/年	0	0	0	0	0	0
内資源化	t/年	0	0	0	0	0	0
缶・金属類	t/年	401	318	306	314	305	283
びん類	t/年	1,059	987	988	960	945	957
粗大ごみ	t/年	1,420	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073
内粗大金属	t/年	410	375	400	327	242	237
ペットボトル	t/年	217	234	238	254	281	324
乾電池	t/年	23	28	27	27	26	27
古紙・衣類	t/年	0	0	142	377	590	607
古紙（RPF用）	t/年	0	0	0	0	0	0
廃食油	t/年	0	2	7	20	25	26
集団回収	t/年	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
合計（集団回収除く）	t/年	42,319	41,672	40,663	39,402	39,314	41,486
1日平均排出量	t/日	116	114	111	108	108	114
1人1日当たり	g/日	1,046	1,026	997	966	963	1,011
総排出量合計	t/年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537
1日平均総排出量	t/日	124	123	120	117	117	122
1人1日当たり総排出量	g/日	1,121	1,107	1,079	1,046	1,043	1,086
施策を講じた場合							
分別区分 \ 年度	単位	実績					
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口	人	110,860	111,310	111,710	111,751	111,799	112,400
燃やすごみ	t/年	33,781	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294
紙・衣類	t/年	10,324	10,213	9,951	9,816	9,752	10,176
木・竹・わら類	t/年	1,944	1,923	1,873	1,848	1,836	1,916
内資源化	t/年	0	0	0	0	0	18
厨芥類	t/年	17,357	17,169	16,729	16,502	16,395	17,107
ビニール類	t/年	3,148	3,114	3,034	2,993	2,974	3,103
不燃物類	t/年	436	431	420	414	412	430
その他	t/年	572	565	551	543	540	564
容器包装プラスチック	t/年	2,766	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577
埋立てごみ	t/年	2,652	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318
小型家電	t/年	0	0	0	0	0	0
内資源化	t/年	0	0	0	0	0	0
缶・金属類	t/年	401	318	306	314	305	283
びん類	t/年	1,059	987	988	960	945	957
粗大ごみ	t/年	1,420	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073
内粗大金属	t/年	410	375	400	327	242	237
ペットボトル	t/年	217	234	238	254	281	324
乾電池	t/年	23	28	27	27	26	27
古紙・衣類	t/年	0	0	142	377	590	607
古紙（RPF用）	t/年	0	0	0	0	0	0
廃食油	t/年	0	2	7	20	25	26
集団回収	t/年	3,037	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051
合計（集団回収除く）	t/年	42,319	41,672	40,663	39,402	39,314	41,486
1日平均排出量	t/日	116	114	111	108	108	114
1人1日当たり	g/日	1,046	1,026	997	966	963	1,011
総排出量合計	t/年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537
1日平均総排出量	t/日	124	123	120	117	117	122
1人1日当たり総排出量	g/日	1,121	1,107	1,079	1,046	1,043	1,086

17. 目標実現に向けた施策の目標数値算出根拠

	H23年度 現在値	1. (1)						1. (2)		1. (3)		
		【発生抑制(リデュース)】				【再使用(リユース)】		事業系ごみの 適正排出	事業者との連携			
		市民意識		出前講座								
燃やすごみ	33,294	3%減	-890.4	4%減	-1308.1	0.3%減	-101.1	4%減	-1352.8	0.7%減	-251.8	
紙	家庭系	3,147	5%減	-157.4	7%減	-220.3	2%減	-62.9			8%減	-251.8
	事業系	2,098							15%減	-314.7		
衣類	家庭系	3,254	1%減	-32.5	1%減	-32.5	1%減	-32.5				
	事業系	1,677							2%減	-33.5		
木・竹・わ ら類	家庭系	1,265										
	事業系	651										
	内資源化	18										
厨芥類	家庭系	11,291	5%減	-564.5	5%減	-564.5						
	事業系	5,816							17%減	-988.8		
ビニール類	3,103	2%減	-62.1	3%減	-93.1			1%減	-15.8			
不燃物類	430	7%減	-34.4	40%減	-172.0							
その他	564	7%減	-39.5	40%減	-225.6	1%減	-5.6					
容器包装プラスチック	1,577	1%減	-15.8	10%増	157.7						1%減	-15.8
埋立ごみ	2,318	7%減	-162.3	20%減	-463.6						1%減	-23.2
小型家電		0										
	内資源化	0										
缶・金属類	283	30%減	-84.9	2%増	5.7							
ビン類	957	40%減	-382.8	2%増	19.1						1%減	-9.6
粗大ごみ	2,073	5%減	-103.7				1%減	-20.7				
内資源化	粗大金属	237	8%減	-19.0			2%減	-4.7				
	硬質プラ	8.6										
ペットボトル	324	2%減	-6.5	2%増	6.5						1%減	-3.2
乾電池	27	2%減	-0.5	5%増	1.4							
廃食用油	26	1%減	-0.3	20%増	5.2							
古紙・衣類(行政回収)	607	1%減	-6.1	13%増	78.9						5%減	-30.4
古紙(RPF用・行政回収)	0		0.0	2%増	0.0							
古紙・衣類(集団回収)	3,051	1%減	-30.5	2%増	61.0						15%減	-457.7
ごみ等排出総量	44,537	効果合計	-2,574.0	効果合計	-2,744.3	効果合計	-223.0	効果合計	-2,705.6	効果合計	-1,043.3	

H23年度 現在値		1. (1)						1. (2)		1. (3)	
		【発生抑制(リデュース)】				【再使用(リユース)】		事業系ごみの 適正排出	事業者との連携		
		市民意識		出前講座							
総排出量	44,537	効果合計	-1,702.6	効果合計	-1,436.2	効果合計	-126.6	効果合計	-1,352.8	効果合計	-791.5
		削減率	-7.0%				-0.3%	削減率	-3.0%	削減率	-1.8%
家庭系	29,354	効果合計	-1,702.6	効果合計	-1,436.2	効果合計	-126.6	効果合計	—	効果合計	-791.5
		削減率	-10.7%				-0.4%	削減率	—	削減率	-2.7%
事業系	15,183	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	-1,352.8	効果合計	—
		削減率	—				—	削減率	-8.9%	削減率	—
再生利用率	14.2%	効果合計		-1.4%		0.0%		効果合計	0.4%	効果合計	-0.9%
		リサイクル率		12.8%		14.2%		リサイクル率	14.6%	リサイクル率	13.3%
最終処分量	埋立	効果合計	-162.3	効果合計	-463.6	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	-23.2
	焼却灰	効果合計	-122.9	効果合計	-180.5	効果合計	-14.0	効果合計	-186.7	効果合計	-34.7
	削減率		-12.3%			-0.2%		削減率	-2.4%	削減率	-0.8%
施策による減量後、燃やすごみから発生する焼却灰量											
焼却量	燃ごみ	効果合計	-890.4	効果合計	-1,308.1	効果合計	-101.1	効果合計	-1,352.8	効果合計	-251.8
	粗大75%	効果合計	-77.7	効果合計	—	効果合計	-15.5	効果合計	—	効果合計	—
	削減率		-6.8%			-0.3%		削減率	-3.9%	削減率	-0.7%
施策による減量後、粗大ごみから発生する燃やすごみ量											

- ※ 粗大ごみの75%が焼却処分されるものとしている。
- ※ 燃やすごみの13.8%が焼却灰となるものとしている。
- ※ 効果合計は、排出量ベースとなっており、小型家電など「内資源化」の増減は含んでいない。

単位(t)

1. (4)		2. (1)		3. (1)		4. (1)		4. (2)		4. (3)		施策効果 合計	施策実施後 ごみ等排出 量	H34年度 目標数値
越境ごみ対策		再生利用 (リサイクル)		埋立ごみの選別		「雑がみ」、「衣 類」の資源化		「生ごみ」の減量・ 資源化		「草木・剪定枝・流 木」などの資源化				
4%減	-1470.0	0.1%減	-31.5		0.0	1%減	-315.8	2%減	-790.3		0.0	-6,511.7	26,782	26,800
5%減	-157.4	1%減	-31.5			9%減	-283.2					-1,164.4	1,982	2,000
14%減	-293.7											-608.4	1,489	1,500
1%減	-32.5					1%減	-32.5					-162.7	3,092	3,095
3%減	-50.3											-83.8	1,594	1,594
												0.0	1,264	1,265
												0.0	651	651
		100%増	191.0							100%増	191	382.0	400	400
5%減	-564.5							7%減	-790.3			-2,483.9	8,806	8,796
5%減	-290.8											-1,279.6	4,536	4,532
1%減	-31.0											-202.0	2,901	2,929
5%減	-21.5											-227.9	202	191
5%減	-28.2											-298.9	265	261
												126.2	1,703	1,700
		3%減	-80.0	3%減	-80							-809.0	1,509	1,520
		100%増	80.0	100%増	80							160.0	160	160
		100%増	25.0	100%増	25							50.0	50	50
												-79.2	203	200
												-373.2	583	580
10%減	-207.3											-331.7	1,741	1,750
13%減	-30.8											-54.5	182	180
		132%増	20.0	132%増	20							40.0	48	50
		40%増	129.6									126.4	450	450
		45%増	12.2									13.0	40	40
						70%増	18.2					23.1	49	50
						25%増	151.8					194.2	801	800
		100%増	100.0			100%増	100.0					200.0	200	200
						5%増	152.6					-274.6	2,776	2,750
効果合計	-3,147.3	効果合計	178.8	効果合計	0.0	効果合計	-209.0	効果合計	-1,580.7	効果合計	0.0		36,997	

単位(t)

1. (4)		2. (1)		3. (1)		4. (1)		4. (2)		4. (3)		施策効果 合計	施策実施後 ごみ等排出 量	H34年度 目標数値
越境ごみ対策		再生利用 (リサイクル)		埋立ごみの選別		「雑がみ」、「衣 類」の資源化		「生ごみ」の減量・ 資源化		「草木・剪定枝・流 木」などの資源化				
効果合計	-1,708.1	効果合計	235.3	効果合計	25.0	効果合計	106.7	効果合計	-790.3	効果合計	—	-7,541.1	36,996	37,000
削減率	-3.8%	削減率	0.5%	削減率	0.1%	削減率	0.2%	削減率	-1.8%	削減率	—			
効果合計	-1,073.3	効果合計	235.3	効果合計	25.0	効果合計	106.7	効果合計	-790.3	効果合計	—	-5,553.5	23,801	23,800
削減率	-3.7%	削減率	-0.8%	削減率	-0.1%	削減率	-0.4%	削減率	-2.7%	削減率	—			
効果合計	-634.8	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	-1,987.6	13,195	13,200
削減率	-4.2%	削減率	—	削減率	—	削減率	—	削減率	—	削減率	—			
効果合計	0.5%	効果合計	1.0%	効果合計	0.1%	効果合計	1.9%	効果合計	0.2%	効果合計	0.4%		20.2%	20.0%
リサイクル率	14.7%	リサイクル率	15.2%	リサイクル率	14.3%	リサイクル率	15.1%	リサイクル率	14.4%	リサイクル率	14.6%			
効果合計	—	効果合計	-80.0	効果合計	-80.0	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	-809.0		
効果合計	-202.9	効果合計	-30.7	効果合計	0.0	効果合計	-43.6	効果合計	-109.1	効果合計	-26.4	-951.4	5,204	5,200
削減率	-2.6%	削減率	-2.5%	削減率	-2.1%	削減率	-0.6%	削減率	-1.4%	削減率	0.3%			
												3,695.0		
効果合計	-1,470.0	効果合計	-31.5	効果合計	—	効果合計	-315.8	効果合計	-790.3	効果合計	-191.0	-6,511.7		
効果合計	-155.5	効果合計	-15.0	効果合計	-15.0	効果合計	—	効果合計	—	効果合計	—	-278.8	27,914	28,100
削減率	-4.6%	削減率	-0.1%	削減率	0.0%	削減率	-0.9%	削減率	-2.3%	削減率	-0.5%			
												1,131.8		

18. 生活排水処理形態別人口推移

区 分	年 度	H19	H20	H21	H22	H23
総人口		111,310	111,710	111,751	111,799	112,400
生活排水処理人口		89,367	93,329	98,329	99,031	100,172
	割合	80.29%	83.67%	87.99%	88.58%	89.12%
公共下水道		65,711	69,558	72,483	74,754	76,294
	割合	59.03%	62.27%	64.86%	66.86%	67.88%
農業集落排水処理		5,012	4,902	4,875	4,778	4,712
	割合	4.50%	4.39%	4.36%	4.27%	4.19%
合併処理浄化槽		18,644	19,005	20,971	19,499	19,166
	割合	16.75%	17.01%	18.77%	17.44%	17.05%
生活排水未処理人口		21,943	18,245	13,422	12,768	12,228
	割合	19.71%	16.33%	12.01%	11.42%	10.88%
単独処理浄化槽		8,395	6,903	5,587	5,428	5,224
	割合	7.54%	6.18%	5.00%	4.86%	4.65%
し尿収集		12,915	10,750	7,276	6,816	6,509
	割合	11.60%	9.62%	6.51%	6.10%	5.79%
自家処理		633	592	559	524	495
	割合	0.57%	0.53%	0.50%	0.47%	0.44%

(総人口、各年度10月1日現在)

19. 公共下水道普及率・水洗化率の推移

項 目	H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口	111,297	111,728	111,607	112,082	112,257
処理区域内人口	80,390	82,885	83,361	84,157	85,786
水洗化人口	65,711	69,313	72,483	74,754	76,294
普及率	72.2%	74.2%	74.7%	75.1%	76.4%
水洗化率	81.7%	83.6%	87.0%	88.8%	88.9%

(資料：市上下水道業務課 各年度4月1日現在)

20. 農業集落排水処理地域における施設供用状況

処理区 (供用開始 年月)	処理区内 人口 (人)	使用人数 (人)	供用率 (%)	処理区 (供用開始 年月)	処理区内 人口 (人)	使用人数 (人)	供用率 (%)
新 海 (H5. 4)	681	671	98.53	新 海 (H5. 4)	669	660	98.65
南三ツ谷 (H6. 6)	674	655	97.18	南三ツ谷 (H6. 6)	665	654	98.35
本 庄 (H7. 4)	1,183	1,145	96.79	本 庄 (H7. 4)	1,173	1,136	96.85
服 部 (H7. 4)	646	625	96.75	服 部 (H7. 4)	627	611	97.45
両 浜 (H7. 4)	708	707	99.86	両 浜 (H7. 4)	704	695	98.72
下石寺 (H8. 8)	375	355	94.67	下石寺 (H8. 8)	366	346	94.54
稲 里 (H9. 4)	648	620	95.68	稲 里 (H9. 4)	640	610	95.31
合計	4,915	4,778	97.21	合計	4,844	4,712	97.27

(資料：市農林水産課 各年度4月1日現在)

21. 農業集落排水処理状況の推移

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
処理区内人口	5,177	5,051	5,000	4,915	4,844
処理施設使用人数	5,012	4,902	4,875	4,778	4,712
水洗化率	96.81%	97.05%	97.50%	97.21%	97.27%
処理区内戸数	1,680	1,688	1,689	1,689	1,689
供用戸数	1,546	1,554	1,554	1,554	1,555
供用率	92.02%	92.06%	92.01%	92.01%	92.07%

22. 合併および単独処理浄化槽設置基数と人口の推移

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
合併処理浄化槽人口	18,644	19,005	20,971	19,499	19,166
合併浄化槽累計基数	2,868	2,934	2,958	3,020	3,042
単独処理浄化槽人口	8,395	6,903	5,587	5,428	5,224
単独処理浄化槽基数	3,358	3,168	3,014	2,928	2,818
合 計	6,226	6,102	5,972	5,948	5,860

(資料：市生活環境課 各年度10月1日現在)

23. し尿処理施設の概要

名 称	彦根市清掃センター 衛生処理場
所在地	彦根市開出今町279-1
竣 工	昭和53年2月
処理能力	156kl／日
主処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物脱窒処理：好気性消火・活性汚泥処理 ・ 脱水処理：多重円盤脱水機による直接脱水 ・ 高度処理：脱りん・オゾン脱色・上向流砂ろ過 ・ 汚泥の資源化処理：脱水乾燥後農地還元 ・ 臭気処理方式：薬液洗浄、活性炭吸着、水洗脱臭
用途	し尿を処理し清浄な水と汚泥を肥料にする。

生活排水処理および尿汚泥量の
現状と将来予想

24. 生活排水処理の現状と将来予想

	実 績					
	単位	H19	H20	H21	H22	H23
総人口	人	111,310	111,710	111,751	111,799	112,400
生活排水処理人口	人	89,367	93,465	98,329	99,031	100,172
公共下水道人口	人	65,711	69,558	72,483	74,754	76,294
農業集落排水人口	人	5,012	4,902	4,875	4,778	4,712
合併処理浄化槽人口	人	18,644	19,005	20,971	19,499	19,166
生活排水未処理人口	人	21,943	18,245	13,422	12,768	12,228
単独処理浄化槽人口	人	8,395	6,903	5,587	5,428	5,224
し尿収集人口	人	12,915	10,750	7,276	6,816	6,509
自家処理人口	人	633	592	559	524	495

25. し尿汚泥量の現状と将来予想

	実 績					
	単位	H19	H20	H21	H22	H23
し尿搬入量	KL	13,868	11,084	11,320	10,209	9,520
浄化槽汚泥搬入量	KL	17,900	15,601	16,743	19,235	19,738
農業集落排水汚泥	KL	3,328	3,030	3,449	3,538	3,525
合 計	KL	35,096	29,715	31,512	32,982	32,784

将来予測										
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
113,065	113,461	112,930	112,161	112,571	113,356	113,604	112,611	111,193	111,653	112,792
102,187	103,251	103,391	103,319	104,270	105,560	106,270	105,679	104,624	105,408	106,832
79,218	81,251	82,544	83,664	85,593	87,803	89,525	90,129	90,321	92,095	94,434
4,740	4,756	4,734	4,702	4,719	4,752	4,762	4,721	4,661	4,681	4,728
18,229	17,244	16,113	14,953	13,958	13,005	11,983	10,829	9,642	8,632	7,670
10,878	10,210	9,539	8,842	8,302	7,796	7,333	6,932	6,569	6,245	5,959
4,808	4,603	4,384	4,162	3,992	3,830	3,683	3,558	3,445	3,347	3,262
5,611	5,184	4,767	4,327	3,993	3,684	3,403	3,161	2,943	2,748	2,575
459	423	388	353	317	282	247	213	181	150	122

将来予測										
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
7,239	6,688	6,150	5,583	5,152	4,753	4,390	4,078	3,797	3,545	3,322
16,387	15,540	14,580	13,597	12,768	11,975	11,143	10,234	9,309	8,521	7,776
3,249	3,260	3,245	3,223	3,235	3,258	3,264	3,236	3,195	3,209	3,241
26,875	25,489	23,975	22,403	21,155	19,985	18,798	17,548	16,301	15,275	14,340

26. 用語解説

ごみ処理編

【あ行】

1. ISO14001

国際的な単位・用語・工業規格などの標準化を推進する機構であるISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）がまとめた、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。

企業などの組織が、環境マネジメントシステムを構築するために求められる要求事項を規定した規格であり、環境方針及び計画を策定（Plan）して実施・運用（Do）し、点検及び是正（Check）を行い、経営層が見直す（Action）という、いわゆるPDCAサイクルにより環境マネジメントシステムを継続的に改善していくことが要求されています。

2. 一般廃棄物

産業廃棄物※ 15 以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

3. 埋立率

埋立率とは、ごみ等総量のうち、中山投棄場および大阪湾広域臨海環境整備センター（通称：フェニックス）で埋立処分された廃棄物の割合です。

4. エコ包装

環境に配慮し、資源の無駄遣いや廃棄物の削減を目的に商品の包装を簡易にしたものです。お中元やお歳暮などギフトの場合でも、一切包装をしないで「のしがみ」だけとするのもエコ包装です。一方、派手に飾ったり、無駄に大きな袋や箱に入れることなどを過剰包装といいます。

5. エコマーケット

リサイクルステーション運営委員会が実施するフリーマーケットです。運営委員会は、市内のボランティアの方で構成されています。ひこねエコマーケット「夢畑」の名称で平成10年度から定期的開催されており、家庭にある不要物でまだまだ利用価値があるものやリサイクルを目的とした手作り品等を必要な人に利用してもらうことで、廃棄物の発生抑制に寄与されています。

【か行】

6. 各種リサイクル法

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法のことです。

7. 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称です。一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有用利用を推進するための法律です。同法律第6条には、消費者や事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めることに協力しなければならないとも謳われています。

8. 環境マネジメントシステム（EMS）

環境マネジメントシステム（Environmental Management System）とは、企業等の事業組織が、環境法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、継続的に環境の改善に取り組んでいくための行動を、計画・実行・点検・見直しを行うという一連の手続きで運用する自律的なシステムです。

9. 簡易生ごみ処理普及事業

生ごみ処理バケツとバイオ菌を活用した簡易生ごみ処理により、高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみの処理を普及し、ごみの減量と地球に優しい低炭素社会づくりを目指すことを目的とて、平成21年度から市内の団体に普及活動を委託しているものです。平成23年度末現在で、4団体169名の会員に普及活動に取り組んでいただいております。

10. 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称です。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律です。

11. 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で構成される彦根愛知犬上広域行政組合が湖東広域における循環型社会の構築を目指し、新しいごみ処理施設とリサイクル施設の建設を進めるとともに、1市4町によるごみ分別区分の統一など、ごみの減量化、資源循環、適正処理を進めるための事業です。

1.2. 湖東地域自立圏共生ビジョン

彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は、平成21年10月4日に、定住自立圏形成協定を締結しました。定住自立圏共生ビジョンとは、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組などを記載した実施計画です。

当圏域は、定住自立圏共生ビジョンの策定に向け、定住自立圏形成協定に規定された18の取組項目を整理し、①医療・消防救急部会、②障害福祉・次世代育成部会、③図書館部会、④人材育成部会、⑤経済活性化部会、⑥観光振興部会、⑦有害鳥獣対策部会、⑧環境・ごみ処理部会、⑨地域公共交通部会、⑩インターチェンジ・バイコロジー部会、⑪地産地消部会、⑫職員人材育成・職員交流部会、⑬コンピュータシステム部会の計13部会を設けています。

1.3. コーホート推計

コーホートとは、共通した因子を持ち、観察対象となる集団のことです。コーホートを用いた将来人口の予測は、例えば、過去のある時点で0歳～4歳の男子は、死亡しなければ5年後には5～9歳になっているはずといったように、その集団を年次的に追跡して推計するものです。

【さ行】

1.4. 在宅医療廃棄物

医療廃棄物とは、医療行為に関係して排出される廃棄物のことで、感染症の汚染源となる可能性があるため、適切に処分される必要があります。自宅で使用して排出される在宅医療廃棄物は、医療機関から発生する感染症廃棄物と内容がほぼ同一であるにも関わらず、市町村が処理・処分を行う一般廃棄物に区分されます。しかしながら、大部分の自治体では受け入れを行っておらず、受け入れている自治体でも消毒を義務づけるなど、自治体によって取扱いが異なり、排出者の混乱を招いている現状があります。

1.5. 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

1.6. 資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称です。循環社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進していくための法律です。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。10業種・69品目を指定

して、製造品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

17. 集団回収

自治会、PTA、老人会、子ども会やその他の地域団体が中心となって古紙や衣類の資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進する活動で、彦根市は活動団体に対して奨励金を交付しています。回収活動を行う団体がない地域などについては、行政回収（清掃センター職員が定期的に回収を行う方式）も実施しています。

18. 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

19. 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律です。この法律で「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」の順に処理の順位が定められています。

また、拡大生産者責任について、事業者の責務として定めるとともに、国の施策として製品の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価についての措置も定められています。

20. 循環型社会形成推進地域計画

彦根愛知犬上広域行政組合が、湖東広域における循環型社会の構築を目指し、新しいごみ処理施設とリサイクル施設の建設を進めるとともに、1市4町によるごみ分別区分の統一など、ごみの減量化、資源循環、適正処理を進めるために策定された計画です。

21. 焼却率

焼却率とは、ごみ等総量のうち、焼却処分された廃棄物の割合です。

22. 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称です。食品の売れ残りや食べ残り、製造・加工・調理の過程において生じたクズなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者である食品メーカー、スーパー、八百屋、飲食店や旅館などが取り組むべき事項が規定されています。

【た行】

23. ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

24. 低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会とされています。

25. デポジット制度

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預託金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとする制度です。

26. 出前講座

ごみの分別の仕方や減量や資源化をテーマに、地域団体や市民グループ等からの要請を受けて、清掃センター職員が直接地域や小学校に出向き、説明・情報提供・意見交換等を行うものです。

27. 特定家電対象機器

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。リサイクルする場合にはリサイクル料金が必要であり、メーカーや大きさによって料金は異なります。買った店や買い換えた店、あるいは市清掃センターに引取りや収集運搬を依頼する場合は、別途収集運搬料金がかかります。市清掃センターに収集運搬を依頼する場合は、事前に郵便局で家電リサイクル券の購入が必要です。また、メーカーの指定引取り場所へ直接持ち込まれる場合にも家電リサイクル券の購入が必要となります。

【は行】

28. 彦根市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量や資源化に関する事項を審議するため、市民・事業者・学識経験者など様々な立場からの代表者で構成される会議です。

29. 彦根市分別収集計画

容器包装リサイクル法では、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定することとされています。計画には、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類・施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本

的事項を定めています。

【や行】

3.1. 容器包装リサイクル法

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称です。家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量を図るための法律です。全ての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割をこなうことがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

【ら行】

3.2. リターナブル瓶

繰り返し使用（リユース）できる瓶の総称です。一方、繰り返し使用できない瓶のことをワンウェイ瓶といいます。日本における主なリターナブル瓶には、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがあります。

3.3. レアメタル

地球上の存在量が稀であるか（希少金属）、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、タングステンやレアアース（希土類）、プラチナなどの約30種類で、携帯電話などのIT製品や自動車の製造等に不可欠な素材です。

生活排水処理編

【か行】

3.4. 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水をあわせて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

3.5. 幹線管渠

下水道は、管渠と人孔（マンホール）、公共污水柵などからなり、家庭や工場などから排出される汚水を集め、処理場まで運ぶ重要な役割を担っています。特に広範囲の汚水を受ける管渠のことを幹線管渠といいます。

【さ行】

3.6. 集中合併処理浄化槽

分譲された地域において、家庭ごとに合併処理浄化槽を設置するのではなく、集中して処理するための大きな合併処理浄化槽です。

【な行】

37. 農業集落排水（処理施設）

農村地域における生活環境や農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

地域行動計画編

【あ行】

38. 美しいひこね創造活動

彦根のまちを美しく、元気にするために、1人ひとりが自主的に、無報酬で行う行動のこと。この行為に対して、地域通貨「彦(げん)」を交付している。

“美しい行為”には、A：まちの美観を保つ活動、B：地域安全活動、C：助け合い活動、D：低炭素社会づくり活動、E：健康増進活動の5つがある。

【か行】

39. グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境面から必要性を考慮して、環境に与える影響ができるだけ少ないものを、環境保全に熱心な企業から、優先して購入することです。消費者、企業、行政など誰でも取り組み、製品を提供する企業を環境配慮に導き、市場を変え、社会を変えることに繋がる取り組みです。公共交通機関を利用する、レジ袋や過剰包装を断ることなどを含め、毎日の生活や事業活動の中で、身近なところから取り組むことができます。

【た行】

40. 地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらす。その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。